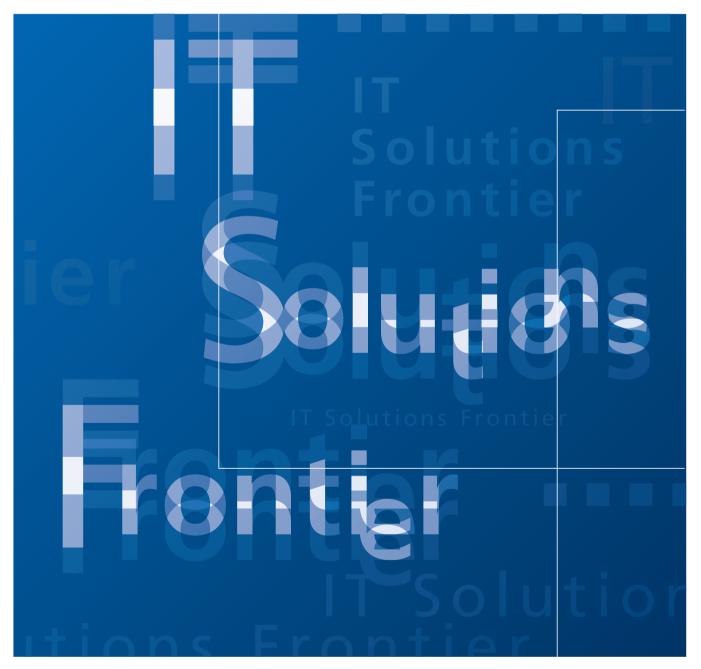


# ITソリューション フロンティア

IT Solutions Frontier

# 特集「いよいよ始まる番号制度」

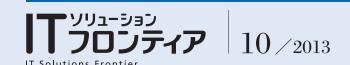
10 2013 Vol.30 No.10 (通巻358号)



www.nri.co.jp

野村総合研究所 Nomura Research Institute

Adobe Readerのメニューバーで「表示(V)→ページ表示(P)」にある「見開きページ(U)」と「見開きページモードで表紙をレイアウト(V)」の2か所にチェックすると紙面のイメージでご覧いただけます。また、両面プリンターをご使用の場合、印刷時に「ページの拡大/縮小(S)」で「小冊子の印刷」を選択すると紙面に近い状態を再現できます。



視点

特 集 「いよいよ始まる番号制度」

NRI Web Site

掘り起こせ日本の底力"農業×ICT"	谷川史郎	4
いよいよ始まる番号制度		
一個人番号を取り巻くID社会の今後一	n + = -	6
一個人番号を取りをくID任会の子後一	八木晃二	O
番号制度が社会に与える影響		
一将来的な社会システム改革の道筋一	广海古!	12
一付米的な社会システム以早の追肋一	広瀬真人	12
番号制度が企業や金融機関の業務に与える影響	<b>北日</b> 末 加	16
宙与則及が正未や並融候例の未務に子んる影音	梅屋真一郎	16
見えてきた地方公共団体の番号制度対応		
		20
一地方公共団体が直面している課題一	山本勝範、渋田裕司	20
社会保障分野における「個人番号」対応		
一対応が必要な機関とその内容—	安田純子	24
一対心が少女な佼践とその内合一	女山杷丁	24
民間サービス事業者が主導するID連携		
	± 101+ 14-11 11	28
一急がれる「トラストフレームワーク」の整備一	南 剛志、内山 昇	20
番号法が与える個人情報保護制度への影響		
一第三者機関とプライバシー影響評価とは何か一	小 ++ ル古 -+- 白ワ	34
一分一日阪民とノノイバター影音計画とは何かー	小林慎太郎	54
NRIグループと関連団体のWebサイト		38
NIIIノル ノC対廷四件V/WGDリート		50

# 掘り起こせ日本の底力"農業×ICT"

農林水産省の資料などによると、日本の農業は過去20年間で生産額が約12兆円から8兆円に縮小するとともに、農業従業人口も約480万人から260万人に減少している(図参照)。また農業に従事する若い人が少ないため、平均年齢は毎年上昇し、2011年では66歳程度になっている。一見すると停滞しているかのようだが、個別に見ると非常に興味深い事例が散見され、日本の農業もまだまだ捨てたのもではない。

例えば、北海道の帯広市川西農業協同組合は、日本の長イモの生産で17%のシェアを持つ、日本最大の出荷拠点になっている。そのきっかけは、1960年代半ばの穀物輸入自由化であった。畑作物の価格が暴落し、離農が相次ぎ、より収入が多い作物を探す必要に迫られた。それ以来、独自の耕作方法を開発し、積極的に自動化機器を導入することで生産量

を拡大してきた。また、長イモを 通年で出荷できるように、巨大な 冷凍倉庫付きの選果場を運営し ており、50人の常用雇用を維持し ている。

農作物は生育の条件によって 育ち方が変化するが、長イモの中 には通常の2倍以上に大きく育つ ものもある。このような長イモ は、スーパーの棚に入らないた め半分に切って売らざるを得ず、 そのために価格が安くなってし まう。そこで、国内では人気のない大型の長 イモを、大きい方が薬効が高いと好まれる台 湾や米国の薬膳料理市場向けに輸出し、"豊 作貧乏"に陥らないようにしているのだとい う。また、選果の途中で発生する端切れをト ロロイモなどに加工して大手のレストランチ ェーンに出荷するなど、農業経営の多角化も 進めている。

川西の農家では、連作による地力の低下を避けるため、長イモ→テンサイ(砂糖ダイコン)→豆類→ジャガイモ→小麦という輪作を行っている。しかし、TPP(環太平洋経済連携協定)で砂糖の自由化が始まるとテンサイの栽培が成り立たなくなる。このため、以前からテンサイに代わる農作物を探しており、10年ほど前から薬草の川弓(せんきゅう)の栽培を始めている。このような"したたか"さが底力だと感じる次第である。



野村総合研究所 取締役 専務執行役員 未来創発センター長 **谷川史郎**(たにかわしろう)



今、世界で日本食がブームだというが、日本からの食材の輸出という点ではまだまだ拡大の余地がある。

例えば、2011年にイタリアが世界に輸出した食品・食材が434億ドルであったのに対して、日本は51億ドルであった(http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/pdf/130517-03.pdf)。日本から飛行機で6時間の圏内には20億人近くの人口がある。この地域の所得上位層だけを対象として日本の農業生産を考えても、十分な事業機会になると思われる。

農作物は、生産ノウハウの有無によって出来が全く異なる。例えばトマトでは、安い物は1kg数百円から高級品では数万円の物まである。プロの高度な農業技術をシステム化して普及させることができれば、日本の農業の1つの方向になるだろう。

前述の川西と同じ帯広市に、テクノーカ本部十勝農場がある。ここは、1.2haの巨大温室の中につくられた自動水耕栽培システムを利用した、日本最大のホウレン草農場である。環境管理は完全自動化されており、夏なら16日、冬なら25日間をかけて設備を1周すると出荷できるまでに成長する。水耕栽培のホウレン草は完全無農薬であり、"えぐ味"がなくサラダなど生で食べられる。このため、飛行機を使って北海道から全国に出荷しても十分採算が取れる価格を維持することが

できている。

農業技術の革新スピードは、これまで農業 と関係がないと思われていた大企業が農業分 野に関与することで、加速度的に弾みがつい ている。

例えば、自動車のタイヤは石油を主原料に つくられているが、耐久性を高めるために生 ゴムを混ぜている。生ゴムはゴムの木の樹液 から抽出されるが、今後、新興国で自動車の 需要が伸びていくと生ゴムの供給が追い付か ないことが心配されている。このため、タイ ヤメーカーではゴムの木に代わる資源として ロシア産のタンポポの根に目を付け、栽培技 術の研究を積極的に進めている。

日本の外での農業や農業技術の輸出などに も、もっと目を向ける必要がありそうだ。地 球温暖化の影響で北極圏航路が結氷しなくな るなどの変化が表れているが、これに伴いウ ラジオストク周辺の土地が耕作地として利用 可能になってきている。今後はこれらの土地 を借りて農業を行ったり、パッケージ化した 日本の農業技術を輸出したりすることも可能 になる。

実は前述のテクノーカ本部の水耕栽培システムは、オランダにあるPriva社の本社からリモートコントロールされている。これと同様に、メイドバイジャパンの農業の仕組みを世界に広げることができれば、日本の農業はますます夢のあるものになるだろう。

# いよいよ始まる番号制度 一個人番号を取り巻くID社会の今後一

2013年5月24日、いわゆる「番号法」が成立し3年以内に施行されることが決まった。 2015年後半から全国民に個人番号が付けられ、2016年1月から運用が開始される予定である。一方で、すでに民間企業では個人を識別するIDが数多く発行されている。本稿では、番号制度の概要を解説するとともに、来るべきID社会に企業はどう対応すべきかを考察する。

# スタートした番号制度

2013年5月24日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(通称「番号法」)が第183回通常国会参議院本会議で可決され、成立した。1980年の「グリーンカード制度」以降、「国民総背番号制度」「共通番号制度」「マイナンバー制度」などさまざまな名前で呼ばれ、検討が繰り返されてきたが、30年以上の歳月と紆余曲折を経てようやく成立したことになる。

番号制度で使われる「個人番号」の名称は、民主党政権の時代に公募により「マイナンバー」と決まり、法案の通称も「マイナンバー法」であったが、自民党政権になって「番号法」に変わった。しかし「マイナンバー」は語呂がいいためか、今でもマスコミな

どではよく使われている。

さて、番号法の成立によって、全国民に「個人番号」(12桁)が付けられ、2015年後半から「通知カード」に記入されて配布される。通知カードには個人番号のほか、基本4情報(氏名・生年月日・性別・住所)が記入される予定である。

通知カードは、希望すれば役所で「個人番号カード」に交換することもできる。個人番号カードとは、表面に基本4情報と顔写真、裏面に個人番号が記載されたICカードであり、実質的に新しい住民基本台帳カードである。住民基本台帳カードとの違いは顔写真が必須とされている点である。(表1参照)

#### 番号制度の概要

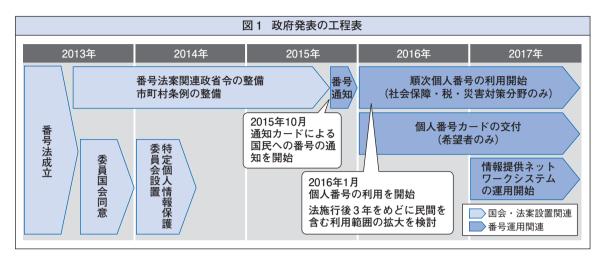
図1に、番号制度に関する工程表を示す。

表 1 通知カードと個人番号カード					
	通知カード	個人番号カード			
媒体	紙	ICカード			
対象	全国民 (住民基本台帳に記載された住民)	希望する個人			
配布方法	郵送	自治体窓口に個人が出向いて取得			
記載事項	氏名、住所、生年月日、性別、 個人番号	表面:氏名、住所、生年月日、性別、顔写真 裏面:個人番号			
ICチップ内 情報	_	①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、写真など) ②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る電子証明書など) ③市町村が条例で定める事項など			

野村総合研究所 IT基盤インテグレーション事業本部 DIソリューション事業部長 ビジネスインテリジェンス事業部長 **八木晃二**(やぎこうじ)



専門は企業のシステムインフラおよびID 社会全般に関するシステム基盤技術



2016年1月から使用が開始される個人番号は、当初は社会保障、税、災害対策に使用目的が限定される。個人番号には、基本4情報と、その他個人に関する情報がリンクされる。この個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」と呼ぶ。この情報が、法律に定められた目的以外に利用されていないか、きちんと管理・運用されているかを監視するために、第三者機関の「特定個人情報保護委員会」が、いわゆる三条委員会(国の独立した行政機関)として設置される。番号法では、特定個人情報の管理・運用に厳密性を求めており、違反に対しては懲役や罰金という厳しい罰則を定めている。

番号制度の動向に加えて注目すべきは、プライバシー保護制度の確立に向けた動きである。日本には個人情報保護法があるものの、それは自分の情報の扱いを自らコントロールできるようにするためのプライバシー保護制度とは異なる。近年、グローバルな情報流通

が進むなかで、世界各国でプライバシー保護 制度の確立が急務となっており、欧米ではす でに具体的な検討が行われている。日本で は、個人番号の利用範囲を限定したことで、 個人番号によって生じ得るプライバシー問題 が限定的になり、包括的なプライバシー保護 制度の確立には猶予期間ができた。しかし、 民間企業でのビッグデータ活用は日々拡大し ているため、プライバシー保護制度の確立は 個人の権利を守るだけでなく、企業活動を拡 大させるための基盤としても極めて重要にな っている。特定個人情報保護委員会は、当初 は特定個人情報に関する監視・監督の役割に とどまるが、今後は日本におけるプライバシ - 保護に関する法律の制定および遂行者とし ての役割も期待される。

番号法の附則第6条1項では、法施行後3年をめどに、個人番号の利用範囲の拡大と、特定個人情報の提供範囲の拡大について検討を加えることになっている。そのため、個人

番号とそれにリンクする個人の属性情報を、 民間企業でも利用できる可能性がある。

それでは、2016年1月からを予定している 個人番号の利用の開始と、その後3年をめど にした利用範囲拡大に際して企業が考えるべ きポイントは何であろうか。詳細は後出の各 論文に委ねるが、ここで簡単にまとめておき たい。

#### ①個人番号の利用開始

前述のように、個人番号の使用目的は社会保障、税、災害対策に限定される。金融機関や事業会社においては、税務署に提出する法定調書に個人番号を記載することが必要となる。対象となる主な法定調書には以下のものがあり、調書の作成に当たっては制度に沿った本人確認作業と、特定個人情報の厳格な管理が必要となる。

#### 〈事業会社〉

給与・退職所得、報酬・料金・賞金(原稿料、講演料など)、公的年金、健康保険など 〈金融機関〉

株式譲渡益・投資信託分配金、法人の定期 預金、100万円以上の国際送金、生命保険な どの保険金

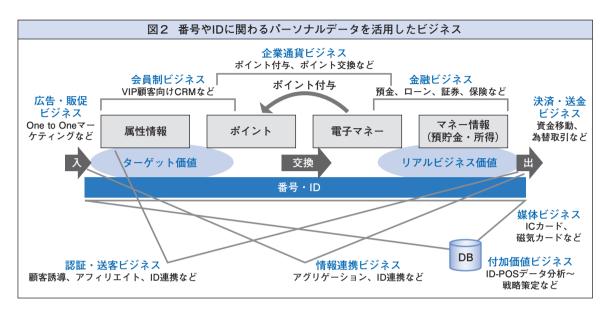
#### ②個人番号の利用範囲拡大

個人番号の利用範囲の拡大に際しては、本 人確認作業や特定個人情報の厳密な管理は変 わらないが、それまでに確立が期待される プライバシー保護制度へのコンプライアン ス(法令順守)が必須となる。プライバシー 保護制度は、企業に対してプライバシー保護を前提としてサービスやシステムを構築・運営することを求めることになる。それに向けて、現在の個人情報保護法の改正も視野に入れた法制度の見直しと、「トラストフレームワーク」(複数の組織間の信頼関係を担保する仕組み。詳細はP.28~P.33参照)確立の検討がすでに進められている。この2つが実現すれば、個人は自分の情報がどこでどう使われているかを自ら把握し管理することが可能になり、企業はプライバシーを守りつつ個人情報の活用や連携を通じてビジネスやサービスの拡大を図ることが可能となる。

## 民間で進むID連携

民間企業は、従来から番号やIDを個人に付与している。番号やIDには多くの個人情報(氏名、住所、年齢、性別、預金残高、趣味、ポイント残高、購買履歴など)がリンクされ管理されている。番号やIDとリンクされたこれら個人に関する情報をパーソナルデータと呼び、企業はサービス提供やマーケティングなどに利用してきた。

日本では、個人が保有する番号やIDの数は他の先進国と比べて非常に多い。2011年に野村総合研究所(NRI)が実施した調査によると、インターネットサービスにおける1人当たりの番号やIDの保有数は平均20個であり、ネットとリアルの合計では30個を軽く超えている。



これらの多くの番号やIDをキーとしてパーソナルデータを企業間で連携させるビジネスが展開されている。例えば、パーソナルデータを提携企業に提供したり、ポイントのような金銭的な情報を連携させる決済・送金ビジネスなどである。また、ポータルサイトのIDでネットスーパーにログイン(正確には認証結果の連携)ができたり、航空会社のマイレージ番号を使って旅行会社のサイトにログインし、航空会社に登録しているクレジットカードでホテル予約の決済ができたりするものもある。(図2参照)

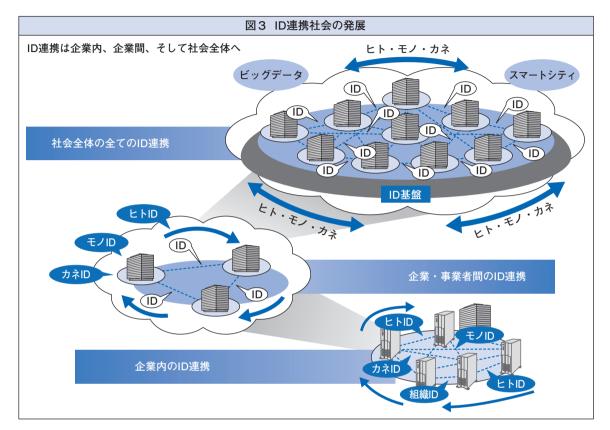
このように、IDをキーとしたパーソナルデータの企業間の連携(ID連携)は、異業種間のものを含めてここ2~3年で爆発的に拡大している。

企業間でのパーソナルデータの連携が簡単 に実現できるようになったのは、ID連携の ためのOpenIDというプロトコルが事実上の 世界標準となり、多くの企業サイトに実装さ れたことによる。

# ID連携社会の到来

上記のように、企業と企業が提携関係(信頼関係)を結び、おのおのの企業が持っているパーソナルデータを、各企業が付与したIDをキーにして連携させ、便利なサービスを提供するID連携社会がすでに到来している。数年後には国が発行管理する個人番号も加わり、官民を越えたパーソナルデータ連携が実現することになるだろう。

ID連携は国境を越えても行われていく。加えて、IDを持つのは人間だけではない。電子マネーのようなお金にもIDがひも付くし、最近では、家電や自動車のような機械、さらには道路や橋のような建造物のセンサー



にもIDが振られ、情報がリンクされている。 ヒト・モノ・カネに関する全ての情報がID で連携される社会がやってくるのである(図 3参照)。

例えば、スーパーマーケットで月に数万円の買い物をしている人がいたとする。現在のところ、スーパーマーケットはその顧客の購買履歴は把握しているが、もしその顧客がクレジットカード会社には毎月100万円の支払いをし、不動産会社から1億円の豪邸を購入していたとしても、それを知ることはできない。さらに、その人はソーシャルメディアで「こんな物が欲しい」とつぶやいているかも

しれないのである。これらの情報が同一人物のものであることがID連携によって把握できれば、スーパーマーケットの購買履歴というパーソナルデータしか持たない場合とは、その顧客に対するアプローチ方法は異なってくるはずである。

個人番号がその連携に加わるということは、国や自治体が保有するパーソナルデータが民間企業で使用可能になることを意味する。将来的には、スーパーマーケットで買い物をして配送してもらう場合、いちいち住所を知らせなくても住民票上の住所に届けてもらうこともできよう。海外の企業とID連携

が行われていれば、海 外でも便利にショッピ ングができるようにな るだろう。

# 「トラストID社会」の 必要性と将来

ID連携社会は、企業にとっても個人にとっても非常に便利な社会のように思われるが、便利さと危うさは紙一重である。例えば、送ってほしいと伝えたわ

図4 トラストID社会のイメージ

けでもないのに購買を勧める案内が届けば、 自分のパーソナルデータが了解なく勝手に企 業間で流通していることに気味の悪さを感じ るだろう。自分のパーソナルデータが詐欺な どに悪用されるという懸念も拭い切れない。

安心安全なID連携が実現するためには、各個人が安心して自分の情報を預けることができる社会、各企業が個人のプライバシーを厳守しながらパーソナルデータを活用できる社会、すなわち信頼できるID連携社会(「トラストID社会」)の構築が必須となる(図4参照)。トラストID社会構築のためには、突き詰めると以下の仕組みが必要である。

- ①自分のパーソナルデータの利用目的および利用範囲を限定できる仕組み
- ②自分のパーソナルデータの利用状況を監視

できる仕組み

③自分のパーソナルデータを変更・削除でき る仕組み

これらの仕組みが社会インフラとして制度 化されていることが必要である。そのために は、プライバシー保護に関する法律の制定と それを実現する制度、すなわちトラストフレ ームワークが必要となる。

番号制度が2年3カ月あまりで始まるのに 先行して、ID連携ビジネスはすでに普及し 始めており、ID連携技術の国際標準化も進 むなど、ID連携社会の拡大は速度を増して いる。番号制度の定着とともに、トラスト ID社会の構築は、日本がインターネット社 会の次のステージに進むために急務となって いるのである。

# 番号制度が社会に与える影響 一将来的な社会システム改革の道筋一

番号制度の導入は、法定調書などの作成において本人確認を行った上で個人番号を申告してもらうなど、金融機関や事業会社に業務上の対応を求めるが、その一方で各種手続きの手間やコストを削減する。本稿では、番号制度の導入による効果や、番号制度と関係の深い個人情報保護の仕組みなどについて考察する。

# 個人番号の利用と個人情報の保護

番号法では、個人番号は現時点では社会保障 (年金・医療・介護・福祉など)、税、災害の分野に利用範囲を限定して利用が認められ、それ以外の目的で個人番号を取得することや、データベースとして記録、活用することは禁じられている。

## (1)個人番号が使用されるケース

個人番号は、具体的には以下のようなケースで使用することが想定される。

- ①各種公的年金に関する資格取得・確認・給付手続き
- ②雇用保険に関する資格取得・確認・給付手 続きおよびハローワークなどの事務
- ③医療保険の保険料徴収など医療保険者における手続き、福祉分野における給付や生活 保護の事務に関する手続き
- ④確定申告書・届出書・調書などへの番号記載、内部事務
- ⑤被災者生活支援金の支給に関する事務 番号制度の運用は、2015年後半に個人番号 が記された通知カードが各個人に送付される ことから開始となる。予定では2016年1月か ら、各種年金の給付手続き、税金の確定申告

手続き、法定調書作成などで個人番号が実際に使用されることになる。

### (2) 求められる個人情報の保護徹底

個人番号の利用に際しては、特定個人情報 (個人番号とそれに関わる個人情報)の保護 徹底が以下のように図られることになる。

### ①特定個人情報保護委員会

第三者機関として、いわゆる三条委員会 (国の独立した行政組織)の特定個人情報保 護委員会が設置される。同委員会は、特定個 人情報を取り扱う政府機関や企業(個人番号 利用事務実施者)の情報システムの構築に関 して事前にプライバシー影響評価(Privacy Impact Assessment: PIA)を実施させ、そ の結果を検査する。また、個人番号利用の啓 発を行うほか、政府機関や企業の個人番号管 理・運用の検査・調査を行い、指導・勧告(業 務改善命令など)を行うことになっている。

#### ②罰則規定

個人番号の悪用や違法な流用、詐取に対しては、個人情報保護法など既存の関連法規を超える罰則が科されることになる。例えば、以下のような行為に法定刑(個人と法人の両罰規定も含まれる)が定められている。

・個人番号利用業務などに従事する者が正当

野村総合研究所 未来創発センター 金融・社会システム研究室長 **広瀬真人** (ひろせまさと)

略、中小企業

専門は社会保障制度、金融機関の経営戦略、中小企業 金融制度、アジアにおける金融・資本市場の開発

な理由なく特定個人情報ファイルを提供

- ・上記の者が不正な利益を図る目的で個人番 号を提供または盗用
- ・特定個人情報保護委員会から命令を受けた 者が委員会の命令に違反
- ・特定個人情報保護委員会の検査に虚偽の報告、虚偽の資料を提出、検査を拒否
- ・不正な手段により個人番号カードまたは通 知カードを取得

# 金融機関・事業会社で必要な対応

金融機関や事業会社は番号法でいう「個人 番号関係事務実施者」に当たり、税金につい ては支払調書などに個人番号や法人番号を追 加することになる。

## (1) 金融機関での対応

金融機関では、支払調書を作成している各取引先に番号を申告してもらう必要が生じる。対象となるのは株式などの譲渡所得、配当金、投資信託(個人・法人)、法人の定期性預貯金、100万円以上の国際送金、生命保険・年金の支払いなどである。口座数が多く情報管理に留意が必要な個人の投資信託口座を例にすると以下のような対応が必要になる。

#### ①顧客からの番号申告受け付け

番号申告受け付けの際に、番号法に基づいて本人確認を行う必要がある。特に、通知カードを用いて本人確認する際には別途確認の手段が必要とされ、顔写真付き身分証明書(免許証など)を提示してもらう必要がある。

# ②番号管理および申告書への番号情報記載

顧客から申告を受けた番号情報を管理し、その番号を申告書へ記載するよう申告書作成システムなどを修正する必要がある。その際、特に留意すべきなのは情報管理である。例えば、他の顧客情報との分別管理や、参照できる権限を有する者の限定などのさまざまな対応が必要になると考えられる。また、番号法では業務で必要な限度外での番号情報の収集・保管を禁止している。そのため、解約された口座に関する番号情報に関しては、一定期間以内に廃棄することが必要になろう。

#### (2) 事業会社での対応

事業会社においては、従業員などの税務や 福利厚生の手続きにおいて番号取得、保管、 記録を行うことになる。番号法上は金融機関 と同様に番号取得・保管、調書などへの番号 記載が必要となり、業務、情報管理体制、情 報システムの見直しが必要となる。

#### 番号制度で期待される効果

番号制度の導入が公共分野、民間分野にどのような効果をもたらすかを見てみよう。

#### (1) 当面の効果

当初は利用範囲が税や社会保障関連の手続きに限定されるため、以下のような点が効果として挙げられる。

①省庁間で各種手続きに必要な番号情報がネットワークを通じてやり取りされるため (2017年以降)、重複した手続きや資料提出

(納税証明書や源泉徴収票の添付など)が 削減される。

- ②重複給付、過剰還付、過少申告などを把握することで不公正な分配が防止され、税・社会保障制度の公平性が高まる(障害厚生年金と傷病手当金の併給調整、生活保護の不正受給防止、収入・所得の過少申告防止、過剰還付の防止など)。
- ③法人番号の導入によって、消費税のインボイス(税額交付票)方式の導入がしやすくなり、益税問題の解消が期待できる。また、各種社会保障制度の企業での徴収・支払い状況が的確に把握でき、徴収率の向上、社会保障収支の改善につながる。(消費税については今後の制度改正が必要)
- ④顔写真を含む個人番号カード(市町村へ申請すれば交付を受けられる)を使った本人確認ができるほか、2017年に運用が開始される「マイ・ポータル」を利用するためのアクセスキーなどとして個人番号カードを活用できる。

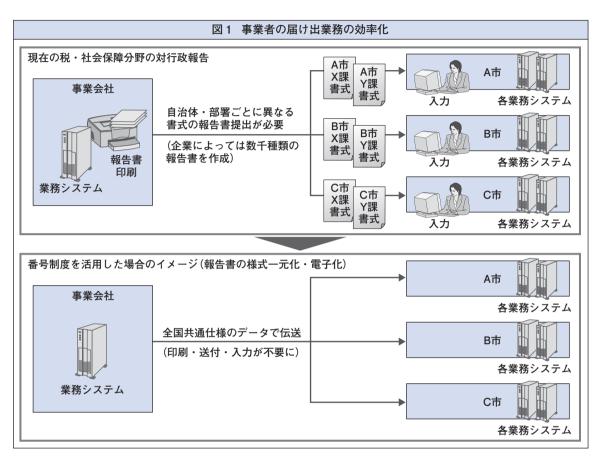
#### (2)将来的な効果

番号制度の導入を期に、電子行政の推進など行政の業務改革を進めることで、番号制度 導入による経済効果が高まることが期待される。例えば、企業内で実施している税務(所 得税の源泉徴収手続き、住民税に関わる連 絡・通知受け入れなど)や福利厚生手続きに ついて、紙による処理をなくすとともに、省 庁間・地方自治体間でフォーマットを共通化 してIT化を進めることで、手続きに関するコスト・手間を削減することが可能になる(図1参照)。

番号法の附則では、法施行後3年をめどに、個人番号の利用範囲の拡大、特定個人情報の提供範囲の拡大、情報ネットワークシステムの用途拡大について検討を加えることが定められている。

個人番号利用の拡大については、予定される2016年1月以降の個人番号の利用状況や特定個人情報保護の状況に基づいて判断されると予想されるが、番号法の第3条2項で「個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ(中略)国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない」とされていることから、今後の民間への開放に際してもこれに基づいた活用に限定される可能性が高い。

例えば、マネーロンダリングなどの犯罪・ テロ対策としての名寄せ、大規模災害発生時 の顧客保護や救援、不動産登記手続き、自動 車税・地方税・固定資産税などの地方税手続 き、自動車関連手続きなどが考えられる。こ れらの手続きに個人番号が導入されれば、公 共分野と企業分野にまたがる業務の効率化と 手間・コストの削減が期待できる。個人番号 とともに、行政機関が持っている個人情報 (住所、所得、出生・死亡情報など)を本人 の同意の下に共有化できれば、金融機関では



住所や死亡情報の把握、融資手続きなどでの 業務効率の向上が可能になる。

所得や事業収入などを法定調書に基づいて すべて正確に把握できるわけではないが、個 人番号の活用が預金口座や不動産などにまで 拡大していけば、番号制度は税務、公的年金、 医療保険などに関して、扶養家族や資産状況 も反映した社会的な公正さを確保するための 基盤としても期待できよう。

# プライバシー保護制度確立への期待

番号法では、法施行後1年をめどに特定個

人情報保護委員会の権限拡大が検討されることになっており、同委員会の検査・監督の対象が個人情報全体に広がることが予想される。個人情報の利用と規制が同時に進んでいけば、個人情報の管理の権利(同意取得の義務化、利用状況の把握など)が確立していくことになる。これにより、特定個人情報保護委員会が欧州の「プライバシーコミッショナー」(プライバシーに関する第三者機関)に近いものとなり、個人情報に関する管理監督と個人の権利保護が一元的になされることが期待される。

# 番号制度が企業や金融機関の業務に 与える影響

番号制度が開始されると、企業の従業員や、金融機関に口座を保有する者は各種手続きのために個人番号を申告することになる。このことは、番号申告手続きと個人情報管理の面で企業や金融機関に新たな対応を求める。本稿では、企業や金融機関における番号制度対応のポイントは何か、対応を円滑に進めるために何が必要かを考察する。

# 個人番号対応業務が必須に

番号制度の開始に伴い、税および社会保障に関する業務において個人番号の記載が必要となる。このことは、各個人にも対応を求めることになるが、企業や金融機関の業務に大きな影響を及ぼす。

番号法によれば、2015年後半に各個人に個人番号が付けられ、その情報が各地方自治体から本人宛てに「通知カード」という形で郵送・通知される。2016年1月以降は、税および社会保障分野において、通知カードに記載された個人番号の利用が開始されることになっている。

ここで注意すべきなのは、番号通知を受け 取った各人が、勤務する企業や口座を保有す る金融機関に対して、自分の個人番号を申告 しなければならないことである。

番号法には、各個人は自分の個人番号を申告しなければならないと明記されてはいないが、番号法の成立に合わせて関連する法改正が行われ、税および社会保障に関する主な手続きにおいては、他の個人情報とともに個人番号が法定記載事項となっているため、実質的には個人番号の申告は義務と考えられる。

企業や金融機関は、本人からの申告がない限り、各人の個人番号を知ることはできない。また番号法においては、限られた範囲の例外を除いて、他者に第三者の個人番号に関わる情報を提供してはならないことになっている。従って、企業や金融機関は、税および社会保障の各手続きにおいて必要となるタイミングまでに、該当する各人から個人情報を確実に申告してもらう必要がある。

今後はさまざまな行政手続きにおいて個人 番号が幅広く利用され、将来的には民間にお ける個人番号の利用も予定されている。この ため、企業や金融機関が個人番号関連の業務 を行うに際しては、個人番号に関連する情報 を厳格に管理することが制度上要求されてお り、そのためのさまざまな措置を講じること が必要となる。

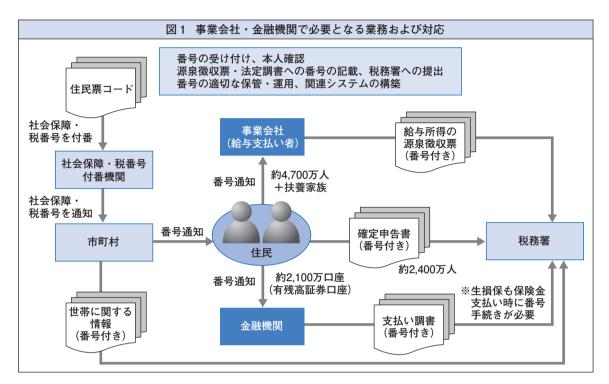
なお、個人番号と同様に全法人に法人番号 が付けられ、税および社会保障分野での利用 が開始される。法人番号に関しては、個人番 号のような情報管理は不要である。

#### 特に影響が大きい業務

個人番号に関連する業務の中で、企業や金 融機関にとって特に影響が大きい業務は、番 野村総合研究所 未来創発センター 制度戦略研究室長 **梅屋真一郎**(うめやしんいちろう)



専門は企業活動に影響ある制度全般に関する 調査分析ならびに提言



号申告手続きと情報管理である。ここでは、 この2つの業務において具体的にどのような 手続きが必要になるか、何が課題になるかを 見ておこう。

### ①番号申告手続き

番号法では、企業は従業員に個人番号を申告してもらう際に、顔写真付き身分証明書など法令的に適格となる身分証明書で本人確認を行うことが義務付けられる。何が本人確認に使用できるかは今後、政令などで指定される予定だが、いずれにせよ本人確認手続きそのものの負荷は今以上に増大するであろう。対象となる従業員は正社員だけではなく、パート・アルバイトも同様に個人番号の申告と本人確認を行う必要があるので、その対応も

考慮が必要である。

金融機関に対する個人番号の申告に際して も同様に本人確認の手続きが必要になるの で、金融機関でも業務負荷は増大する。

### ②情報管理

個人情報保護法では、5千人分以上の個人情報の管理を行う企業のみ各種義務の対象となっているが、個人番号はプライバシー保護の観点から厳格な管理を要求されており、仮に対象となる情報が1件しかない場合でも事業者としては各種の対応が義務付けられる。このため企業においても、従業員の個人番号申告を受け付けた段階からその情報管理を要求される。

また、年末調整時の扶養控除関連手続き書

類などでは、本人だけでなく扶養家族も個人 番号の記載が義務付けられる。これにより、 これらの申告書類を従業員と受け渡しする際 に、情報管理の観点からの安全対策の徹底が 必要となり、企業規模が大きいほど業務の大 幅な見直しが必要になる可能性がある。

このように従来の業務対応とは異なる手当 てが必要となることから、企業にとっては十 分な準備が必要である。

# 大手企業の課題

番号制度への対応は、企業規模の大小にかかわらず必須となるが、特に大企業は、事業拠点が多数かつ分散している場合が多く、また雇用形態が多様である場合が多い。そのため、この2点について以下のように一層の考慮が必要となる。

# ①事業拠点の分散による影響

企業によっては、分散した各事業所ごとに 人事管理を行っている場合がある。この場 合、個人番号管理とそれに伴う情報管理をそ れぞれの事業所で実施することが必要とな る。本社としては、各事業所がどのような管 理を行っているかを継続的にモニタリング し、各事業所の管理体制などに関して指導を 行う必要がある。

#### ②雇用形態の多様性による影響

前述のように、番号制度においては、正社 員だけでなくパート・アルバイトなどの各種 雇用形態であっても個人番号の管理が必要 となる。特にコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの業態においては、従業員の人数が非常に多く、また短期間で退職するケースも多いため一般に従業員の入れ替わりが激しい。そのような場合でも個人番号の申告・管理を確実に行う必要があり、そのための事前の体制づくりと業務の仕組みづくりが必須になる。

企業にとって関心が高い個人番号の民間利用の拡大に際しては、漏えいなどの事象がなく一般国民が安心できる個人番号管理体制が前提であり、その点でも大手企業がきちんとした対応を行うことは必須と考えられる。

# 必要となる対応内容とその影響

このように厳格な運用を要求される個人番号管理を行うためには、企業は①制度開始時の番号申告手続きへの対応②番号管理に関わる体制・仕組みづくり③制度開始以降の定常的な業務対応④情報管理に対する対応—の4つが必要になる。

# ①制度開始時の番号申告手続きへの対応

法定調書への個人番号の記入によって番号 制度が開始される時点において、対象となる 全従業員の個人番号を取得しておく必要が ある。この際に、併せて本人確認手続きを行 う必要もあることから、通常の申告書類の受 け入れに比べて煩雑な対応が必要となる。ま た、制度開始時点では従業員などからさまざ まな問い合わせが発生することが考えられる ため、それへの対応方法や体制についての考 慮も必要である。

②個人番号管理に関わる体制・仕組みづくり 企業は、従業員の個人番号の申告を受けた 時点から情報管理の義務が発生する。しか し、企業内の人事関連手続きにおいて、必ず しも個人情報の管理が徹底されていない場合 もあり得る。そこで、従来の業務全般を見直 し、必要な対策を検討する必要がある。場合 によっては、システム化などにより情報管理 の徹底を図る必要がある。

### ③制度開始以降の定常的な業務対応

制度開始以降は、入社や退社の都度、個人番号に関わる手続きが必要となる。特に退職者に関しては、不必要な個人番号関連情報の保有自体が認められないため、関連書類などの確実な廃棄・消去が必要になる。

# ④情報管理に対する対応

従業員の各種手続きの多くで個人番号が必要となり、個人番号に接する関係者も多数に上ることが考えられる。情報管理の厳格な運用のためには、これらの関係者に対して適切な教育を行う必要がある。

以上のさまざまな対応は、当然それに伴うコストが発生する。具体的な政省令が決定していないので正確なコスト計算はできないが、仮に従業員1万人規模の企業の場合、数億円以上のコストが発生する可能性もある。そのため、あらかじめ必要な対応内容を把握し、入念な準備を行う必要がある。

# 急がれるアクションプランの作成

以上述べてきたように、番号制度は企業にとって非常に大きなインパクトを及ぼす。野村総合研究所(NRI)では、企業がこの問題に適切に対処するために、以下のポイントを考慮してアクションプランを策定する必要があると考えている。

# ①経営者のリーダーシップ

番号制度は今後の業務に広範囲な影響を及 ぼす。そのため、まずは経営者がその内容を 理解し、自らリーダーシップを発揮して全社 的な対応を行えるように準備すべきである。

#### ②会社横断的なタスクフォース

番号制度はさまざまな社内手続きに大きな 影響を及ぼす。そのため、関係各部署が協調 して対策に当たる必要がある。人事、厚生、 総務、情報システム、教育、各事業所など、 関連する広範囲な部署によるタスクフォース (特別任務を持つ専任組織)を設置して対応 することが不可欠である。

# ③影響把握および対策工程表の作成

番号制度の開始はすぐそこまで来ており、 企業にとって残された時間は短い。その短い 時間のなかで企業はさまざまな対策を同時並 行的に講じる必要がある。まずは自社業務に どのような影響があるかを洗い出し、その対 策に向けたアクションプランの作成が不可欠 である。できるだけ早くその作業に着手する ことを勧めたい。

# 見えてきた地方公共団体の番号制度対応 一地方公共団体が直面している課題―

番号制度の導入に当たっては、全国約1,800の地方公共団体においてさまざまな対応が求められるが、現状は必ずしも進んでいるとは言い難い。本稿では、地方公共団体において番号制度対応が進まない原因について分析するとともに、各団体に求められる取り組みについて提言する。

# 地方公共団体に関わる番号制度対応の動き

内閣官房が実施した「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」の最終報告書が2013年6月に公開されたのに続いて、8月には総務省から「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」が公開され、ようやく地方公共団体に求められる番号制度導入に向けた対応が見えてきた。中央府省では、これらの調査研究以外にもいくつかの活動が行われており、今後、地方公共団体ではこれらの報告書などを参考に、番号制度への対応を進めていくことになる。

現時点で個人番号は、一部を除き行政機関における活用に限られているが、施行後3年をめどに利用範囲、用途が見直されることが予定されており、将来的には官民が連携した従来とは異なる合理的な手続きの実現も検討されている。

全国の地方公共団体が2017年7月の情報連携開始までに実施すべき番号制度対応は多岐にわたり、それだけでも相当な労力を要するが、将来的な利用を見据えた検討をどこまでできるかが鍵になりそうだ。

# 地方公共団体に求められる番号制度への対応

## (1)施行に向けた準備は3つの領域で行う

地方公共団体は、番号制度の施行に向けて、図1のスケジュールに沿って一斉に準備を進めていくことになる。準備は「条例改正」「事務手続きの見直し」「情報システム改修」の3つの領域で確実に実施していく必要がある。

# (2)大きく3つの条例改正

「条例改正」は、各団体におおむね次の3つの対応が必要になる。

- ・各団体独自の番号利用範囲に関する条例 (新規)の制定
- ・特定個人情報の保護に関する個人情報保護 条例の改正
- ・番号利用範囲に関係する事務の根拠となる 条例および規則などの改正

番号法では、法律上の利用範囲の記載によらず福祉・保健もしくは医療その他の社会保障、地方税などの事務であれば、「各団体独自の番号利用範囲」については条例で定めることができることとしている。こうした各団体の独自の活用については、将来的な住民サービス向上を見据え、福祉などの事業に限ら

野村総合研究所 システムコンサルティング事業本部 社会ITコンサルティング部 上席システムコンサルタント **山本勝範**(やまもとかつのり)

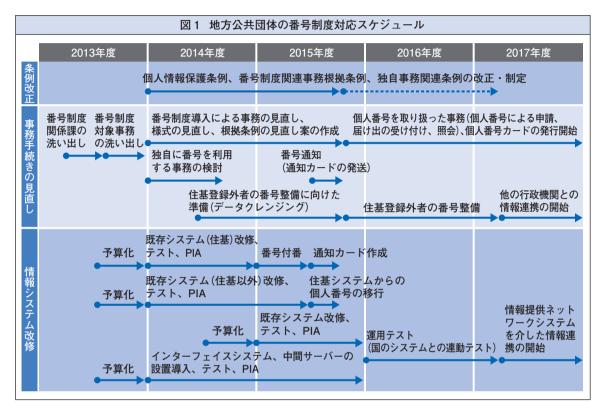


野村総合研究所 システムコンサルティング事業本部 社会ITコンサルティング部 主任システムコンサルタント **渋田裕司**(しぶたゆうじ) 専門は公共分野(中央府省、地方公共団

体) における情報システム最適化計画策定



専門は地方公共団体におけるIT戦略〜最適 化計画策定、CIO補佐



ず利用範囲を規定しておくことが望ましい。

# (3) 事務手続きの見直しと情報システム改修

地方公共団体においては、2017年7月の情報連携開始に向けて「事務手続きの見直し」と「情報システム改修」に係る作業が多数見込まれる。今後、税(地方税)、社会保障を所掌する総務省、厚生労働省にて、情報連携の対象となる事務と特定個人情報の詳細が省令として具体化されることとなるが、地方公共団体では、まずこれら省令を基に各団体において見直しの対象となる事務手続きの洗い出しを始める必要がある。対象となる事務手続きについては、番号制度の理念に照らし、「行政職員の事務効率化」と「住民の申請、

届け出の簡略化」を検討し、新たな手続きを 設計していく。情報システムの改修内容は、 本来こういった検討を経てようやく明確化さ れる。

#### 進まない番号制度対応の準備とその解決策

本稿を執筆している2013年8月時点で、すでに多くの地方公共団体が番号制度やその対応に高い関心を持っている。しかし、一部の先進的な団体を除きその対応は必ずしも進んでいるとは言えない状況にある。野村総合研究所(NRI)は、各団体で対応が進まない最大の要因は、各団体内でのリーダーシップ不在にあると見ている。

# (1) 地方公共団体内でのリーダーシップ不在

番号制度対応で影響のある情報システムは 住民基本台帳、税務、社会保障(国民健康保 険、介護保険、福祉など)と多岐にわたる。 かつて多くの地方公共団体は、汎用機(メイ ンフレーム) でこれらの業務システムを構築 してきており、汎用機を所管する情報部門が 情報システムを一元的に管理・把握すること ができていた。しかしながら、脱汎用機の流 れにより、情報システムのオープン化が進 み、これに沿って情報システムの維持管理も 情報部門から制度所管部門単位へとシフトし てきた。このような状況から、今日の地方公 共団体では、情報システム全体を俯瞰(ふか ん)できる組織が存在せず、番号制度による 情報システムへの影響を見極めることが難し くなっている。

前述のとおり番号制度への対応には、広範囲に及ぶ事務手続きの見直しや条例改正といった対応が必須であるが、こうした背景から情報部門、制度所管部門ともに、主体となって取り組む意識が生まれず、このことが原因で推進役が定まらないのだ。

このような状況下、市区町村の多くは、前述したような新しい事務手続きに関する検討が不十分なまま、2002年施行の住民基本台帳ネットワークシステム導入における、各団体の住民基本台帳への新たな番号追加のイメージと重ねて、情報システムの改修の検討を先行させている。

また、都道府県は市区町村と異なり住民基本台帳を有していないが、税・社会保障に関する事務に関わる住民情報を保持していることから個人番号を把握する必要があり、番号制度対応で市区町村同様の統一的な宛名管理が求められることとなる。

都道府県では税務システムが宛名情報を管理しており、これを他の業務や情報システムで活用するのが効率的にも思えるが、各制度で管理範囲などが異なることもあり簡単ではない。番号制度を契機に統一的な宛名管理のための仕組みを新たに構築するにしても、税務システムの宛名情報を活用するにしても、関係する事務手続きと情報システム双方に相応の見直しの必要がある。都道府県の制度所管部門や情報部門にとっては相当量の見直しとなり、その推進にリーダーシップが求められるところであるが、その動きは必ずしも活発とは言い難いのだ。

### (2)成功の秘訣は「チェンジマネジメント」

地方公共団体は、これから「条例改正」「事務手続きの見直し」「情報システム改修」という「変革」を確実に実施し、番号制度の施行に備える必要があるが、前述のような要因によりその進捗(しんちょく)は思わしくない。地方公共団体で各制度に沿った事務、情報システムを担う職員からすれば、番号制度導入のメリットが理解できず、また、自団体としての個人番号の活用方針が明確化されていない段階では、個別の制度や情報システム

単位に番号制度の導入を検討することに無理 があるというのが本音だろう。

解決策は、首長をはじめ各団体幹部による、変革に向けた"チェンジマネジメント"である。幹部職員と情報部門と制度所管部門が一体となった縦断的・横断的な検討組織を立ち上げ、番号制度対応にチェンジマネジメントという意識で取り組むことである。逆にチェンジマネジメントが十分に実施できない団体では、番号制度導入の成果は限定的なものになるであろう。

前述のとおり、番号制度では、今後官民が 連携した従来とは異なる合理的な手続きの実 現も検討されている。これまで中央府省が中 心に調査検討し方向性が示されてきた番号制 度であるが、これを現実のものとし、そのメ リットを官民で享受できるか否かは、今後の 地方公共団体の対応にかかっている。個人番 号の独自利用範囲を条例で定めることができ ることからも、制度面で地方公共団体に期待 される役割も大きい。

地方公共団体は、これから番号制度の主たる担い手として、自らの計画と体制で検討を 推進していかねばならないのだ。

# 番号制度の導入は地方公共団体の業務と 情報システムの変革の契機

全国の地方公共団体の多くは歳出削減が大きな課題になっており、IT経費の削減も喫緊の課題であることから、番号制度対応に関し

ても予算や要員を十分に確保できない実情もあるだろう。そうした団体では、契約関係にあるベンダーに頼らざるを得ないだろうし、番号制度を契機に自治体クラウドへの移行を検討することも1つの選択肢かもしれない。

番号制度の導入により、情報提供ネットワークシステムを通じて、全国約1,800の地方公共団体の情報システムが連携されることになる。各団体の情報システムに求められるセキュリティに関する要求水準は格段に高くなるであろうし、自団体で収集、生成した情報が即時に他団体に提供されることから、情報システムに対する信頼性の要求水準も高くなる。おのずと情報システムの維持運営に対する各団体側の意識も大きく向上させざるを得ない。

長年、地方公共団体のITに関わってきた 筆者らは、これまでも、地方公共団体が進め てきた業務と情報システムの最適化の取り組 みを振り返り、今後は大規模な制度改正を機 に業務改革に取り組むことが望ましいと提言 してきた。今回、番号制度対応における課題 をあらためて提起したが、これは、多くの地 方公共団体がこの間先送りしてきた課題と捉 えることもできる。

番号制度の導入は、地方公共団体が、チェンジマネジメントを確実に実施し、最適な業務と情報システムを手に入れる最もふさわしい変革の契機であることを、あらためて提言したい。

# 社会保障分野における「個人番号」対応 一対応が必要な機関とその内容―

社会保障分野で「個人番号」を用いる業務として「被保険者の加入・退会管理」「保険料の徴収」「給付の管理」などが想定される。これらの業務を担う機関は、自治体、保険者のほか、保険料の源泉徴収などを行う雇用主企業も含まれる。これらの機関には、個人番号対応のためのシステム改修が必要であり、早めの準備が求められる。

# 「番号法」の利用範囲と社会課題

社会保障分野で個人番号を利用できる範囲については「番号法」の第9条および別表1で規定されている(表1参照)。ひと言でいえば、保険料や費用の徴収と、年金・医療・介護・雇用保険などの各種給付の支給に関する事務に利用できる。

現行の社会保障制度が抱える最大の課題は、少子高齢化が進行し経済も成熟化するなかで、いかに制度の持続可能性を確保するかということである。番号制度は、より正確かつ効率的に事務処理を行うために役立つ制度であり、その意味で社会保障制度の持続可能性の確保に一役買うと期待されている。

具体的には、所得を正確に把握できることにより、給付付き税額控除のような所得に応じた新たな給付制度の実現や、生活保護などの不正受給の抑止といった「給付の適正化」に効果を発揮することが期待される。また、保険料の納付履歴を適切に管理できれば、年金記録問題のような間違いを二度と起こさない仕組みが構築でき、「負担の公平性」(能力に応じて負担する仕組みの構築)にも貢献することが期待される。

さらに、所得を正確に把握することにより、所得その他の個人の状況によって利用可能な制度を"お知らせ"したり、利用申請書類の添付書類が不要になるなど手続きが簡素化したりといった、社会保障制度を分かりやすく利用しやすいものに改革・再編していくことにも貢献すると考えられる。

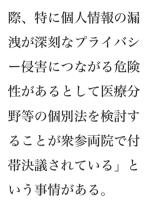
# 医療・介護領域における個人番号の扱い

ただし、社会保障分野の中でも、医療・介護は年金や福祉(生活保護、児童扶養手当など)とは決定的に異なる点がある。それは、医療・介護は、現物給付として医療・介護サービスが給付されるものであり、サービスの提供主体は行政ではなく民間の医療機関や介護事業者だという点である。個人番号の利用範囲には、医療保険・介護保険の保険者に相当する機関は含まれているが、医療機関や介護事業者は含まれていないのである。

この背景には、「社会保障・税番号大綱」 (2011年6月30日決定)に記載されているとおり、「医療分野等において取り扱われる情報には、個人の生命・身体・健康等に関わる情報をはじめ、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の 野村総合研究所 コンサルティング事業本部 消費サービス・ヘルスケアコンサルティング部 上級コンサルタント

安田純子 (やすだじゅんこ)

専門は社会保障政策・番号制度などに関わる調査研究および 介護・医療・ヘルスケア関連企業のコンサルティング



この点については、 厚生労働省の「社会保 障分野サブワーキング グループ及び医療機関 等における個人情報保

護のあり方に関する検討会の合同開催」において議論され、「医療等ID(仮称)」という医療・介護分野に特化した別の識別子を交付し、「医療等情報中継DB(仮称)」という情報連携基盤を利用する方法の提案がなされた。しかし賛否両論があったことから、2012年9月18日付けでまとめられた報告書では、「医療等ID(仮称)と医療等中継DB(仮称)については、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、具体的なわかりやすい形で、できるだけ速やかに提示し、その必要性を含め検討する必要がある」と、結論を避けた形でまとめられた。

それ以降、表立った議論の進展はないよう に見受けられるが、「世界最先端IT国家創造 宣言」(2013年年6月14日閣議決定)の中に 「医療情報連携ネットワークを全国で展開」



年金・年金保険料の徴収

・年金給付の支給

労働 ・保険給付(失業保険、労災保険等)の支給

・雇用安定事業、能力開発事業、社会復帰促進事業等の実施に関する 事務

医療・介護 ・医療・介護保険料の徴収

・医療・介護に関する保険給付の支給

福祉・その他・児童扶養手当・子どものための手当等の支給に関する事務

・児童福祉法に関連する給付の支給、事業の実施に関する事務

・予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収に関する事務

・学校保健に要する費用の援助に関する事務

・身体・知的・精神障害者手帳の交付、障害者福祉サービス、施設 入所等の措置または費用の徴収に関する事務

・障害者雇用促進のための事業の実施に関する事務

・母子及び寡婦福祉法による資金の貸付、母子家庭自立支援給付金 の支給等に関する事務

・生活保護の決定・実施、費用の返還または徴収に関する事務

・公営住宅・改良住宅の管理等に関する事務

・学資の貸与、高等学校等修学支援金等の支給に関する事務

などがうたわれていることを踏まえると、レセプトオンライン化などのこれまでの取り組みと同様に、試行事業などを通じて基盤整備を進めながら、実証的に投資対効果を検証し、その結果を踏まえて個別法の立法化へつなげるといった形になると推察される。

すなわち、個人番号は当面、医療情報などの機微性の高い情報には利用されず、主として被保険者・患者の管理や、お金のやり取りおよび管理に関する部分にのみ利用されることになると考えられる。

#### 社会保障分野における番号制度の影響

個人番号は、主として「被保険者の加入・ 退会管理」「保険料の徴収」「給付」に関わる 事務に利用される。給付には、年金などの現 金給付と医療・介護の現物給付の2種類があ ることを加味して4つのシーンに分け、個人 番号が導入されるとどの機関にどのような影響が生じるかを整理する。

## ①被保険者の加入・退会管理

被保険者の加入・退会管理は、サラリーマンなどの被用者の場合(被用者年金、被用者健保)と、自営業などの場合(国民年金、国民保険)とで異なっている。

被用者の場合は、就職した時に雇用主を通じて厚生年金や健保組合などの保険者に加入し、退職(転職)した時に退会扱いとなる。

自営業などの場合は、住所地のある自治体が保険者となるため、特定年齢になった時(年金は20歳、医療は出生時)または転入時に、居住地の市役所などで住民登録とともに加入手続きをする。退会は、転出時または死亡時、被用者となった時に、同様に市役所などで退会手続きを行う。

このため、加入・退会手続きを行う主体は、 区市町村、保険者のほか、雇用主すなわち民 間企業も含めた3種の主体であり、それぞれ で個人番号対応が必要となる。

#### ②保険料の徴収

保険料徴収の仕組みも、被用者と自営業などとで異なり、被用者の場合には、通常は雇用主による源泉徴収により徴収される仕組み、自営業などの場合は保険者からの請求に対し被保険者自らが納付する仕組みとなっている。そのため、保険料の徴収責任を持つ保険者に加えて、被用者からの源泉徴収を担う

雇用主も保険料徴収に係る機関であり、源泉 徴収時に個人番号を用いて事務処理を行う必 要がある。

## ③現金給付(年金など)

年金の場合、支給開始年齢に至った際に、過去の保険料納付状況を確認し、給付額を決める「裁定」が行われる。この裁定手続きおよび給付に関する各種通知の送付の際に個人番号が利用されることになる。

福祉における現金給付(生活保護や児童扶養手当など)の場合、受給希望者が申請書を作成し、要件を満たすことを示す各種書類を添付して自治体などに提出する。申請書を受け取った自治体は、書類を審査した上で給付を決定し、その金額・支払日などを通知し、申請者の口座に振り込む。これらの一連の手続きに個人番号が利用されるようになると、現在は添付が必要な住民票や所得証明書などの添付が不要となるなど、申請者が行う手続きが簡便になる。

# ④現物給付(医療・介護)

医療や介護のような現物給付の場合、受診時あるいはサービス利用時に保険証を提示し、保険給付を受ける資格があることと加入保険者(保険請求の送付先)とを確認する。前述のとおり、現在の番号法では医療機関や介護事業者は個人番号を利用できる機関に含まれていないため、当面、保険証は現行のままとなると考えられる。

受診後あるいはサービス利用後、医療機関

や介護事業者は利用者負担分のみを本人に請求し、残りを保険者に請求する。保険者は請求内容を審査し、適正な額を医療機関・介護事業者に支払う。保険者は、支払った医療費(介護費)や支払先・支払日などの給付実績を記した「医療費(介護費)通知」を被保険者に送付する。この通知には個人番号が用いられると見込まれる。しかし、医療機関・介護事業者と保険者の間の受診者や請求に関する情報のやり取りには、当面は被保険者記号・番号などが用いられると考えられる。

# 個人番号を扱う機関に求められる対応

社会保障分野において個人番号を用いた事務を担う機関は、個人番号を用いた情報管理・連携を行うためのシステム改修が必須となる。これは、自治体や保険者だけでなく、保険料の源泉徴収を行う雇用主企業にも当てはまる。

システム改修に際して必要な対応は、大きく区分すると以下の5つに集約できる。

# ①既存システムの改修

個人番号を付して処理する必要のある業務 (被保険者の登録管理、保険料納付履歴の管 理など)を行っているシステムにおいて、個 人番号の入力欄を設けたり、必要な帳票に個 人番号が印字できるようにするための改修が 必要になる。

# ②連携用システムの開発

他機関に情報の照会を行ったり、他機関か

らの情報照会に応答したりするための連携用システム(「中間サーバー」と呼ばれる)の新規開発が必要となる。これは、個人番号とともに管理される特定個人情報が容易にハッキングされるリスクを避けるため、特定個人情報を扱うシステムを直接ネットワークにつながないようにするためのもので、連携に必要な情報のみを格納する参照用DBを備えたシステムとする必要がある。

# ③安全なシステム設置場所の確保・整備

特定個人情報を扱うシステム(上記①)や連携用システム(②)のサーバーや端末を安全に設置できる場所(入退室管理ができる場所など)を確保・整備する必要がある。

# ④ネットワーク整備

連携用システム(②)を情報連携用の共通 インフラに接続するため、セキュリティ水準 の高いネットワーク基盤や通信機能を整備す る必要がある。

# ⑤移行作業のための準備

移行時には、関連業務の規定類の見直しや 職員研修・意識啓発、個人番号の初期登録と いった対応も必要となるため、それらに対す る準備も必要である。

これらのシステム改修はシステムベンダーへの委託が想定されることから、自治体、保険者、雇用主企業は、開発期間から逆算して必要な予算の確保や発注準備などを早めに始めておく必要がある。

# 民間サービス事業者が主導するID連携 一急がれる「トラストフレームワーク」の整備一

番号制度の導入で大きな期待を寄せられているのが、将来的に利用範囲が拡大され、民間企業で活用できるようになることである。本稿では、ID連携とトラストフレームワークを軸に、番号制度の将来像を見据えて、今後、民間のサービス事業者が考えるべきことは何か、先行企業の事例や技術、制度を紹介しながら考察する。

# 番号制度の民間活用の将来像

番号制度の導入による国民のメリットとして、報道などでたびたび取り上げられるものに「民間サービスでの活用」がある。例えば、金融サービスなどにおける現住所確認、引っ越し時の一括住所変更、口座開設時の本人確認などが挙げられる。これらは、いつどのように実現されるのだろうか。

個人番号の利用は、番号法施行当初は社会保障・税・災害対策分野での行政事務に限定されるが、法施行後3年をめどに、個人番号の利用および情報提供ネットワークシステムによる情報提供範囲の拡大、ならびに他分野での連携が検討されることになっている。また法施行後1年をめどにマイ・ポータルが設置され、その後、民間活用について検討される予定である。

よって、現時点ではまだ明確な利用イメージを描くことはできないが、番号法の成立後に程なく閣議決定された新たなIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」(以下、新IT戦略)と番号法との関係を整理することで、今後の方向性をうかがい知ることができる。新IT戦略は、IT戦略を日本の成長戦略

の柱の1つと位置付け、世界最高水準のIT利活用社会の実現とその成果の国際展開に向けた今後の必要な取り組みを、高度情報通信ネットワーク社会推進本部(IT戦略本部)がまとめたものである。

新IT戦略にはかなり幅広い分野に対する施策が盛り込まれているが、番号制度に関連して注目すべきものは、①利便性の高い電子行政サービスの提供②本人確認手続きなどの見直し③データ活用ルールの策定④ID連携トラストフレームワークの整備—という4つの施策である。以下、順に解説していく。

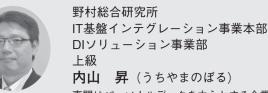
# ①利便性の高い電子行政サービスの提供

新IT戦略では「従来政府が担っていたサービスの提供機能を民間にも開放し、官民の協働によって、より利便性の高い公共サービスを創造する」とされている。

具体的には「官民の協働」「オープンな利用環境」「マーケティング手法を活用」「利用者中心のサービス設計」「APIの公開」(APIとは外部のソフトウェアが利用できるように機能の呼び出し手順を定めたもの)などといったキーワードで説明されている。電子行政サービスを国が一律に構築・提供するのではなく、民間企業も巻き込んで競争原理を働か

野村総合研究所 IT基盤インテグレーション事業本部 DIソリューション事業部 上級システムコンサルタント **剛志**(みなみつよし)

専門はID連携を中心とする事業企画、番号制 度、プライバシー保護に関わる調査・提言



専門はパーソナルデータを中心とする企業 向けのIT基盤技術の企画・開発・導入支援



せることにより、適正なコストでより良いサ ービスが生まれる環境を整備しようというこ とである。

#### ②本人確認手続きなどの見直し

新IT戦略は「利用者の利便性向上とプラ イバシー保護、本人確認の正確性の担保との 両立を図るオンライン利用を前提とした本人 確認手続等の見直しについて検討する」とし ている。これにより、マイ・ポータルなどの 電子行政サービスにおける認証手段が個人番 号カードだけに限定されず、民間サービスに よる認証も可能になると考えられる。電子行 政の利用促進と官民連携のために非常に重要 な施策と言える。

#### ③データ活用ルールの策定

新IT戦略には「データの活用と個人情報及 びプライバシーの保護との両立に配慮したデ ータ利活用ルールの策定等を年内できるだけ 早期に進めるとともに(中略)第三者機関の 設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた 制度見直し方針を年内に策定する」とある。

周知のように、ビッグデータやパーソナル データは近年、民間での活用や研究が活発で ある。その一方で、異なる組織や事業者間で の活用を実現するためのルールづくりなどが 追い付いていない。新IT戦略からは、革新 的なサービスの創出や、安全・安心で便利な 社会を実現するためには新たなルールづくり が急務であるとの認識が読み取れる。また、 番号法で設置が定められた「特定個人情報保 護委員会」は、その管轄範囲拡大についての 方針が年内に発表されるとされている。パー ソナルデータの活用とプライバシー保護の両 立は民間活用のための必須条件であり、十分 かつ迅速な検討が望まれる。

# ④ID連携トラストフレームワークの整備

新IT戦略で工程表が示された「ID連携ト ラストフレームワークの整備」とは、官民を 含む複数の組織間でIDを連携させ、パーソ ナルデータをプライバシーに配慮しつつ活用 するための環境整備の1つである(次ページ 図1参照)。

言ってみれば、前述の①~③の施策を実現 するための技術的および制度的なバックボー ンである。早ければ2018年度中にも具体化 が期待される番号制度の民間利用の拡大をビ ジネスチャンスとして捉える民間企業にとっ て、ID連携とトラストフレームワークを自 社のサービスに取り入れることは必須と言え よう。

# 拡大する民間のID活用ビジネス

ID連携とは、これまでは各事業者が個別 に管理していたID情報をユーザーの許諾を 得て事業者間で連携させる仕組みである。こ れにより、ユーザーは複数のサービスをシー ムレスに利用できるようになる。最も単純な ID連携は、認証結果のみを連携させるWeb SSO(シングルサインオン)であり、複数の インターネット上のサービスを利用する場合

図1 ID連携トラストフレームワーク整備のスケジュール							
短期		中期		長期		KPI	
2013年 2014年 20	015年 2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
ルールや認定制度 などの検討および サンプル実証(経 済産業省) プライバシーの保護とパー、 構築に向け、国際的な協調。 普及啓発などの推進(総務省	ビス び制 台 (経 ソナルデータの利 も視野にプライバ	シー保護に	圣済産業省 できるトロールのできるといいます。 できるといいます。	) ラストフレ D連携の実	  -ムワーク  証、標準	700 t.	ID連携トラストワークの認定状況 ID連携トラスクサインのサインのサインのサインのサインのサインのサインのサインのサインのサインの

でも1回のログインで済む。

最近は、さまざまな会員サービスのWeb サイトの画面で「Yahoo! JAPAN IDでログ イン」「Facebook IDでログイン」などとい った、そのサービス以外のIDでログインで きるボタンを画面上で見たことがあると思う が、これがWeb SSOである。

近年、大手Webサービス事業者が相次いでこのようなID連携をサービスとして外部に提供し始めている(表1参照)。例えば、携帯電話事業者や楽天などのEC(電子商取引)事業者は、Web SSOにとどまらず自社の決済機能を外部に提供して、ユーザーの決済の利便性を高めている。また、日本航空はユーザーを自社サイトからホテル予約サービスへダイレクトに(ログインし直すことなく)誘導できるようにしている。そのほかにも、ポイントプログラムを他社とリアルタイムで連動させたり、自社のAPIを外部へ提供したりす

るなど、ID連携を活用したサービスの事例が拡大している。ID連携の目的も広がっており、グループ会社それぞれがバラバラに運営していた複数のサービスをワンストップで提供するグループ内連携や、従業員が自社内のIDで社外のSaaS(Software as a Service)を利用するための連携事例などがある。

さらに最近では、IDに関連付けられた情報(購入履歴や行動履歴など)をID連携によって各種サービスからほぼリアルタイムに集めることで、分断化されていたサービス利用者の行動を関連付けて分析できるようになり、その結果をマーケティングなどに生かすといった、ビッグデータやパーソナルデータの活用も始まっている。

ID連携ビジネスの拡大には、OpenID Foundationの「OpenID」や、IETF OAuth ワーキンググループの「OAuth」といった、ID連携の標準プロトコルの策定が大きく寄

表1 ID連進を	 活用したサービスの事例				
事業者	会員数	ID連携に対応したサービス	認証・認可プロトコル		
Yahoo! JAPAN	約2億人(総アカウント数) (アクティブユーザー数 約2,641万人)	認証、属性、決済、ポイント	OpenID 2.0、OAuth 1.0a、 OAuth 2.0、OpenID Connect		
Google	約4億2千万人 (Gmailアカウント数)	認証、属性、決済、ソーシャル ほか	OpenID 2.0、OAuth 2.0、 OpenID Connect		
Twitter	約2億人	認証、属性、ソーシャル	OAuth 1.0a		
Facebook	約11億1千万人(国内推定 約1,960万人)	認証、属性、ソーシャル	OAuth 2.0		
ミクシィ	2,700万人 (アクティブユーザー数 1,402万人)	認証、属性、ソーシャル	OpenID 2.0、OAuth 2.0		
Amazon	2億人	認証、属性	OAuth 2.0		
NTT IDログイン NTTドコモ OCN goo	述べ7千万人超 6,179万人(契約者数) 約798万人 約1千万人強	認証、決済、ストレージ、電話帳 認証 認証	OpenID 2.0、OAuth 2.0 OpenID 2.0 OpenID 2.0		
KDDI	3,837万人(契約者数)	認証、決済、年齢認証ほか	OpenID 2.0ほか		
Softbank	約3,354万人(契約者数)	認証、決済	OpenID 2.0ほか		
楽天	8,551万人(楽天会員数)	認証、決済、ブックマークほか	OpenID 2.0、OAuth 2.0		
日本航空	約2,500万人(JALマイレージバンク会員数)	認証、属性	OpenID 2.0		
PayPal	2億2千万人(総アカウント数)	認証、属性、決済	OpenID 2.0		
日本経済新聞社	30万人(日経電子版有料会員数)	認証、属性	OpenID Connect		
サントリー	非公開	認証、属性、ポイント	OpenID 2.0、OAuth 2.0		
東京急行電鉄	295万人(東急ポイント会員数)	認証、属性	OpenID Connect		
出所)各種公開資料に基づき作成					

与している。複数のサービスをワンストップで利用できる範囲が広がっているのも、この標準化技術を利用して、積極的に自社のIDやサービスを外部へ提供する事業者が増えているからである。

# トラストフレームワークへの期待

#### (1)情報活用とプライバシー保護を両立

ID連携を活用したサービスが今後さらに 普及・拡大するための仕組みとして期待され ているのが、先にも述べたトラストフレーム ワークである。簡単に言うと、ID連携する 複数のオンラインサービス間において、ユー ザー認証などの信頼性を第三者を介して担保 するための枠組みである。

例えば、利用者IDの発行元のID発行プロセスの適正性が不明だと、連携先のサービスは成り済ましなどのリスクを抱えてしまうことになる。もし、信頼できる第三者が適正性を保証してくれれば、安心して連携をすることができる。これがトラストフレームワークが求められる背景である。

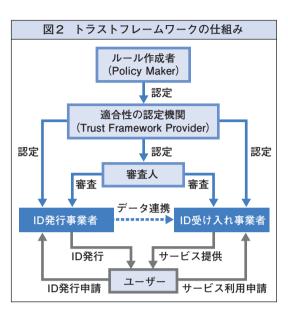
ID連携に起因する情報漏えいやプライバシー侵害などのビジネスリスクも、第三者が審査するトラストフレームワークが存在することによって大きく低減することができ、安

全・安心なオンラインサービスが可能となる。トラストフレームワークでは、「ルール 作成者」が「適合性の認定機関」を認定し、 事業者はその認定機関の認定を受けることに より信頼性の担保が実現される(図2参照)。

これによって、企業ごとに一対一で、ID 連携相手の本人確認レベル、セキュリティレベル、データ保護ポリシーなどを確認したり、交渉したりする必要がなくなるため、コストや時間などが大幅に軽減される。これはID連携を行う事業者の増加にもつながるであろう。「個対個」であったID連携が、一気に「多対多」の関係に広がるからである。

トラストフレームワークによってID情報を連携させる仕組みができると、IDを中心とした情報流通の利便性と、自己情報コントロールによるプライバシー保護を両立させたネットワーク社会が確立され、さまざまなオンラインサービスの提供と利用が促進される。ユーザーは複数の選択肢から自分がいいと思うものを選べるようになるため、各サービスの競争が促進され、ユーザーにとってより便利なサービスが生み出される。さらに、それが企業の成長をもたらすという好循環も期待できるであろう。

トラストフレームワークを日本の番号制度 の将来像に当てはめて考えると、「ルール作 成者」である政府が認定した「適合性の認定 機関」が、民間企業が発行するID(民間ID) の行政サービスへの適合性を審査・認定し、



国民は認定された民間IDを使って行政サービスへアクセスすることが可能となる。

# (2) 各国のトラストフレームワークの動向

米国では、トラストフレームワークを用いて、民間IDを電子政府へのアクセス手段として受け入れることにより、電子政府の利用率を大幅に改善しようという取り組みが進められている。「ルール作成者」となるのは、政府の一般調達局と国防総省の共同所管であるICAM(Identity, Credential, & Access Management)プログラムである。ICAMが認定したOIX(Open Identity Exchange)やKantara Initiativeなどの「適合性の認定機関」が「審査人」を認定し、「審査人」は民間サービス事業者の「ID発行事業者」をルールに基づいて審査・認定する。

これにより米国では、Google社、Verisign 社、Verizon Communications社、Equifax社 などが発行する「認定された民間ID」を用いて、米国議会図書館や国立医学図書館、国立衛生研究所の文献調査および書籍の貸し出しなどのサービスを利用できるようになる。

欧州でも、官民が連携したネット社会を創出すべく、トラストフレームワークに基づいた身元確認や認証手段の民間活用を可能にする「国民ID制度」が国家戦略として発表されるといった例が出てきている。

# (3) 求められるグローバルな運用

日本国内の大学や研究機関の学術情報基盤を構築・運営する国立情報学研究所(以下、NII)では、日本の学者や学生が米国の学術ネットワークに参加できるようにするために、米国のトラストフレームワークに従ったID連携を始めている。

本来ならば、NIIが日本のトラストフレームワークによって認定され、日本のトラストフレームワークと米国のトラストフレームワークが相互認定することで、日本の大学が発行するIDで米国のサービスを利用できるようにすべきである。しかし、日本にトラストフレームワークが存在しない現状では、NIIは米国のトラストフレームワークの認定を直接受けるしかない。

このように、国境を越えて情報が行き交う 領域では、トラストフレームワークをグロー バルに運用する必要性がすでに叫ばれてい る。この動きは学術領域にとどまらず、ビジ ネスの領域にも早晩広がっていくであろう。 世界経済フォーラム(ダボス会議)でもトラストフレームワークの重要性が注目されており、ISO(国際標準化機構)、ITU-T(国際電気通信連合電気通信標準化部門)では標準化に向けた議論が進行中である。

# 安全・安心で便利なネット社会へ向けて

日本の行政が、国民にとって利便性の高いサービスをコスト効率よく提供するためには、民間のサービス事業者のノウハウや仕組みを最大限に活用することが極めて有効である。また、民間のサービス事業者がパーソナルデータを活用したビジネスを展開するに当たっては、ID連携の標準化技術やトラストフレームワークの仕組みを積極的に自社サービスに取り入れ、新たな事業やサービスの創出に挑戦することが必要である。

野村総合研究所(NRI)では、OpenID FoundationやIETF OAuthワーキンググループの中心メンバーとして、標準化の策定・普及・啓発活動を推進している。また、トラストフレームワークの運営・普及団体であるOIXやKantara Initiativeにも参加し、国際機関への働きかけや、国内での普及活動を展開している。さらに、民間サービス事業者のID連携を自社のソリューション「Uni-ID」(http://uni-id.nri.co.jp/)により支援している。これらの活動が、国の掲げる安全・安心で便利なネット社会の実現に少なからず貢献すると信じてやまない。

# 番号法が与える個人情報保護制度への影響 一第三者機関とプライバシー影響評価とは何か一

社会保障・税の番号制度に関連する4つの法律が2013年5月に成立したことにより、今後は個人情報保護制度が大きな影響を受けることが予想される。本稿では、番号制度の中心となる「番号法」における2つの仕組みを解説し、今後の個人情報保護に関する対応のあり方について海外のケースを参考にしながら考察する。

# 番号法が個人情報保護制度へ与える影響

番号制度は、その制度設計に当たって、個 人番号に関連する情報の保護に最大限の配慮 をするべく、個人情報保護制度とは次元の異 なる保護措置を講じている。そのための中心 的な仕組みは次の2つである。

- ①個人番号の利用を監視・監督する「特定個 人情報保護委員会」
- ②プライバシー侵害リスクを事前評価し、そのリスクを最小化するための「特定個人情報保護評価」

なお「特定個人情報」とは、個人番号および個人番号に関連付けられた他の個人情報のことである。

#### 特定個人情報保護委員会の役割

図1は、個人情報保護に関する法律や監督 機関などの制度について、EU(欧州連合)、 米国、日本を比較したものである。

EUでは、行政機関から独立した立場で個人情報の保護を監督する第三者機関(一般に「プライバシーコミッショナー」と呼称される)が設置されている。米国では、EU構成国のデータ保護法や日本の個人情報保

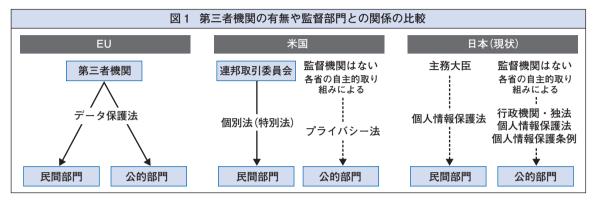
護法に相当する一般法はないものの、業種別(金融、医療など)やテーマ別(迷惑メール対策、子どもの保護など)に個別法を定める"セクター形式"を採用している。消費者保護という視点では、連邦取引委員会(Federal Trade Commission:FTC)の消費者保護局が第三者機関の役割を担い、民間事業者を一元的に監督している。

一方、日本の個人情報保護制度では欧米のような第三者機関は設置されていない。行政機関に対する監督は各府省の自主的な取り組みに任され、民間事業者の監督は各分野の所管官庁が担当する「主務大臣制」と呼ばれる方式が採られている。

この、権限が分散した日本の体制は、公的機関の監視や、個人情報保護法にいう「個人の権利利益の保護」が不十分であることが、専門家やEUから指摘されてきた。そこで、番号制度の導入に当たり、行政機関から独立して特定個人情報の保護を一元的に監督する「特定個人情報保護委員会」を設置することになったのである。特定個人情報の取り扱いについての監督、番号制度の広報・啓発、そして後述する特定個人情報保護評価などの業務は、官民、府省の区別なく、同委員会が一

野村総合研究所
ICT・メディア産業コンサルティング部
兼 未来創発センター
上級コンサルタント
小林慎太郎(こばやししんたろう)
専門はIT公共政策・経営





元的に対応する。

ただし、特定個人情報保護委員会は、「特定」とされているとおり、特定個人情報の保護のみを監督する点において、EUの第三者機関や米国のFTCよりも権限が限定されている。すなわち、特定個人情報以外の個人情報保護に対しては監督権限が及ばない。しかし、番号法の附則によって、法施行後1年をめどに同委員会の権限拡大について検討されることになっており、個人情報全般へ権限が拡大される可能性がある。これにより、個人情報保護制度の執行体制が一新される可能性がある。

#### 特定個人情報保護評価の実践

#### (1) 求められる「プライバシー影響評価」

個人情報の取り扱いを始めるに当たり、発生する可能性があるプライバシー侵害リスクを事前評価し、そのリスクを最小化する「プライバシーバイデザイン」(Privacy by Design: PbD)と呼ばれる取り組みが近年注目されている。文字どおり設計段階でプラ

イバシー保護の仕組みを盛り込むことによって、事後的に対処するよりも効率的かつ有効に保護措置を講じることができるという思想に基づいている。

PbDの実践方法の1つが「プライバシー影響評価」(Privacy Impact Assessment: PIA)である。米国、カナダ、オーストラリアなどでは1990年代後半から、電子政府プロジェクトにおいて個人情報を取り扱う場合、PIAの実施が行政機関に義務付けられている。日本でも、番号制度において国の行政機関や地方自治体にPIAが「特定個人情報保護評価」という呼称で義務付けられることになった。なお、金融機関をはじめ、特定個人情報を取り扱う民間事業者に対しては、義務ではなく推奨にとどまる見込みである。

#### (2) PIA実施のガイドライン

PIAを実施するためのガイドラインは、「情報保護評価指針」として、特定個人情報保護委員会によって2014年中に策定されることになっている。2011年末にドラフトが作成されて公開されており、国の行政機関や地方自治

体において試行と検証が進められている。

ドラフトでは、特定個人情報保護評価の実 施の要否を判断するための「しきい値評価」 を実施し、必要と判断された場合は、情報 のライフサイクルごとに評価する「全項目評 価書」か、評価項目を絞り込んだ「重点項目 評価書」のいずれかをリスクの大きさに応じ て作成することが示されている(図2参照)。 作成された評価書は、特定個人情報保護委員 会によって審査され、受理されたものは公表 されることになっている。

#### (3) EUにおけるPIA

EUの政策執行機関であるEC(欧州委員 会)では、世界各国のPIAの先行事例を研 究してEUへの適用を検討するプロジェクト (Privacy Impact Assessment Framework: PIAF) を実施し、その報告書でPIAを次の ように定義している。

- ①プロジェクト (事業)、ポリシー(政策)、 プログラム (施策)、サービス、製品、そ の他の取り組みにおけるプライバシーへの 影響(リスク)を評価するための方法であ り、ステークホルダー(利害関係者)と協 議しつつ、負の影響を回避あるいは最小化 するために必要な修正措置を講じるための もの
- ②単なるツールにとどまらず、プロジェクト の成果に影響を及ぼす機会がある初期段階 に着手すべきプロセスであり、プロジェク ト終了まで、さらには実装後にも継続すべ

#### 図2 特定個人情報保護評価(全項目評価書)の項目

- 1. 基本情報
- 2. 業務・システムの概要
- 3. 特定個人情報ファイルの取扱工程(フロー)図
- 4. プライバシー等へ与える影響及びその対策の概要

情報のライフ

サイクルごと

に評価

- 5. 保有する特定個人情報ファイル
- 6. 特定個人情報の収集方法
- 7. 特定個人情報の利用方法
- 8. 特定個人情報にかかる委託
- 9. 特定個人情報の提供
- 10. 特定個人情報の保存
- 11. 特定個人情報の安全確保
- 12. 特定個人情報の正確性の確保・救済
- 13. 監査
- 14. 公表

※簡略版の「重点項目評価書」は4~13が省略される 出所)内閣官房「特定個人情報保護評価指針素案」(2012年 3月)に基づき作成

#### きもの

すなわち、PIAはプライバシーへの影響を 軽減するためのプロセスであり、事前評価に 限らず、取り組みの実施中も実施後も継続 すべきプロセスであるとされている。また、 PIAの対象を、個人情報を処理する情報シス テムに限らず、政策からサービス・製品にま で幅広く適用することが想定されている。実 際に、PIAのガイドラインを作成して運用し ている諸外国では、外部のステークホルダー の巻き込みのような"プロセス"を重視して おり、米国を除いてはコンプライアンス(法 令順守)のチェックは重視されていない。

PIAFでは、PIAの実施結果をまとめる評 価書のテンプレート(ひな形)も作成してい る(図3参照)。テンプレートでは、PIAを 実施すべきかどうかを判断するための「しき い値評価」を実施した後、情報フローを分析 してプライバシーへの影響度を評価する。そ の後、影響度に応じた対応策を記述する流れ になっている。

PIAFのテンプレートは、PIAが複雑になりすぎると実効性が低下するという経験則から、最低限盛り込むべき要点を整理して簡潔にする一方、プライバシーへの影響の大きさに応じて柔軟に対策を講じられるようにしている。また、外部のステークホルダーを巻き込んで対策を検討することが推奨されており、評価書そのものよりも、評価実施のプロセスを重視する傾向が見られることは前述のとおりである。

特定個人情報保護評価のガイドライン素案は、個人番号を取り扱うファイル(情報システム)のみを対象としているので同列に比較することはできないが、このようなPIAFの考え方は、特定個人情報保護評価のあり方を検討する際に参考になると思われる。

# 影響を見据えた早めの準備が必要

特定個人情報保護委員会や特定個人情報保護評価は、番号制度の枠内にとどまらず、個人情報保護制度そのものへ大きな影響を及ぼすことが予想される。前述のとおり、番号法の施行後1年をめどに、特定個人情報保護委員会の権限拡大について検討されることになっており、個人番号だけでなく個人情報全般へ権限が拡大される可能性がある。

また、特定個人情報保護評価あるいはPIA

#### 図3 PIAFによるPIAテンプレートの項目

- 1. 表紙
- 2. エグゼクティブサマリー
- 3. PIAプロセスの概要
- 4. しきい値評価
- 5. プロジェクト詳細
- 6. 情報フロー
- 7. プライバシーへの影響(リスク)
- 8. 組織的課題
- 9. 代替手段
- 10. 設計仕様とプライバシー保護方策
- 11. 法令・ガイドラインの順守
- 12. ステークホルダー分析
- 13. 診断結果
- 14. 推奨事項

出所) David Wright & Kush Wadhwa "Template for a PIA report" PIAF workshop (24 April 2012)

の枠組みは、特定個人情報だけでなく幅広く個人に関する情報(パーソナルデータ)を活用する上で求められるプライバシー保護対策にも適用できる。事実、EUでは数年後に導入が見込まれる新しいデータ保護法において、機微性の高い個人情報を取り扱う場合は官民を問わずPIAの実施を義務付けることが予定されている。日本においても、番号制度で導入される特定個人情報保護評価がPIA普及の端緒となるかもしれない。

以上のように、番号制度は個人情報保護制度に大きな影響を及ぼすことが見込まれる。個人番号は、予定では2016年から利用が開始される。現在のところ、番号制度の道筋にはまだ不明確な点もあるが、今後、政省令などが整備されて具体化されるにつれ、徐々に影響の大きさを実感することになろう。そうなってからあわてて対応することのないよう、着実に準備を進めることが必要である。

# **NRI Web Site**

NRI公式ホームページ www.nri.co.jp

#### 会补情報

NRIグループのCSR活動 IR情報 www.nri.co.jp/ir www.nri.co.jp/csr

#### 事業・ソリューション別のポータルサイト

コンサルティング www.nri.co.jp/products/consulting

未来創発センター www.nri.co.jp/souhatsu

金融ITソリューション www.nri.co.jp/products/kinyu

**NRI Financial Solution** fis.nri.co.jp

産業ITソリューション www.nri.co.jp/products/sangyo

IT基盤サービス www.nri.co.jp/products/kiban

情報技術本部 www.nri-aitd.com

BizMart www.bizmart.jp

GranArch granarch.nri.co.jp/main.html 日本における先駆者として社会や産業、企業の発展に 貢献してきたコンサルティングサービスを紹介

アジア・日本の新しい成長戦略に関わるNRIの取り組 み、研究成果の情報発信、政策提言などを紹介

金融・資本市場でのビジネスを戦略的にサポートする ITソリューションの実績、ビジョンを紹介

金融・資本市場に関わるNRIの取り組みについての情報

発信、政策提言、ITソリューションを紹介

流通業やサービス業、製造業などさまざまな産業分野 のお客さまに提供するソリューションを紹介

産業分野や社会インフラを支えるシステム、システム を安全・確実に運用するためのソリューションを紹介 先端的な基盤技術への挑戦と知的資産創造、技術をベ ースにした新事業の創造の実践を紹介

企業間業務や生・配・販を中心とするさまざまな業種 の業務効率化を支援するソリューションを紹介

システムインテグレーション事業において培った基盤 構築のノウハウを結集させたソリューション群を紹介

#### サービス・ソリューション別のWebサイト

**INSIGHT SIGNAL** www.is.nri.co.jp マーケティング戦略の効果を科学的に"見える化"し、 効果を最大化することを目的とした総合支援サービス

TrueNavi truenavi.net コンサルティング業務を通じて独自に開発したインタ

ーネットリサーチサービス

TRUE TELLER www.trueteller.net コールセンターからマーケティング部門までさまざまな ビジネスシーンで活用可能なテキストマイニングツール

てぷらぱ teplapa.nri.co.jp テスト工程の効率化を実現するテスト自動実行支援ツ

**OpenStandia** openstandia.jp オープンソースソフトウェアにより高品質な業務シス テムを構築するワンストップサービス

Seniu Family seniufamily.nri.co.ip ITサービスの品質向上とコスト最適化を実現するシス

テム運用管理ソフトウェア

# グループ企業・関連団体のWebサイト

NRIネットコム www.nri-net.com インターネットシステムの企画・開発・設計・運用な どのソリューションを提供

NRIセキュアテクノロジーズ www.nri-secure.co.jp 情報セキュリティに関するコンサルティング、ソリューシ

ョン導入、教育、運用などのワンストップサービスを提供 「NRIサイバーパテントデスク」など、特許の取得・活 NRIサイバーパテント www.patent.ne.jp

用のためのソリューションを提供

NRIデータiテック www.n-itech.com IT基盤の設計・構築・展開と稼働後のきめ細かな維持・

管理サービスを提供

NRI社会情報システム www.nri-social.co.jp 全国のシルバー人材センターの事業を支援する総合情

報処理システム「エイジレス80」を提供

NRIシステムテクノ www.nri-st.co.jp 味の素グループに情報システムの企画・開発・運用サ

ービスを提供

野村マネジメント・スクール www.nsam.or.jp 日本の経済社会の健全な発展および国民生活の向上のた めに重要な経営幹部の育成を支援する各種講座を開催

# Worldwide

NRIグループ(グローバル) NRIアジア・パシフィック www.nrisg.com www.nri.com NRI Financial Solutions (英語) 野村総合研究所(香港)有限公司 fis.nri.co.jp/en www.nrihk.com 野村総合研究所(北京)有限公司 www.nri.com.cn/beijing 野村総合研究所(台湾)有限公司 www.nri.com.tw 上海支店 shanghai.nri.com.cn 野村総合研究所ソウル www.nri-seoul.co.kr

野村総合研究所(上海)有限公司 consulting.nri.com.cn

#### 『ITソリューション フロンティア』について

本誌の各論文およびバックナンバーはNRI公式ホームページで閲覧できます。 本誌に関するご意見、ご要望などは、it-solution@nri.co.jp宛てにお送りください。

# **「一プロンディア** 2013年10月号

編集長 野村武司

編集委員(あいうえお順) 五十嵐 卓 梅屋真一郎 内山 昇

 海老原太郎
 尾上孝男
 田井公一

 平 智徳
 武富康人
 塚田秀和

 鳥谷部
 史
 根本伸之
 引田健一

 広瀬安彦
 三浦章広
 八木晃二

 山中恵介
 吉川
 胡井昌明

和田充弘

編集担当 香山 満 大塚美智子

#### **| T**フリューション フロンティア

2013年10月号 Vol.30 No.10 (通巻358号) 2013年 9 月20日 発行

発行人 嶋本 正

発行所 株式会社**野村総合研究所** コーポレートコミュニケーション部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル ホームページ www.nri.co.jp

# 発 送 **NRIワークプレイスサービス株式会社** ビジネスサービスグループ 〒240-0005 横浜市保土ケ谷区神戸町134

電話(045)336-7331/直通 Fax.(045)336-1408

本誌記事の無断転載・複写を禁じます。

Copyright  ${\small \circledcirc}$  2013 Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

本誌に登場する会社名、商品名、製品名などは一般に関係各社の商標または登録商標です。本誌では®、「™」は割愛させていただいています。

